

	指摘事項	対応措置
商工部		
産業育成課	資金前渡による支出について、弘前市会計規則第65条に規定する前渡金受払簿を作成していなかった。	前渡金受払簿の綴りに記入例と手順書を添付することで、記入漏れが無いようチェック体制を強化し、適正に処理を行います。
	令和2年度製造業事業継続支援金について、支援金の交付要綱に不備があった。	起案途中の修正反映漏れが無いよう、十分に確認を行い適正に処理を行います。

	指摘事項	対応措置
財務部		
管財課	弘前地区消防防災協会負担金及び青森県自動車協会整備管理者負担金について、地方自治法第232条の3に定める支出負担行為を行っていないかった。	「地方自治法第232条の3」の規定に基づき、支出負担行為の決裁を受けたうえで、左記負担金を支払うことといたしました。
	自動車重量税印紙について、受払簿による管理が適正でなかった。	「弘前市会計規則第98条」の規定に基づき、自動車重量税印紙の受払簿を適正に作成し、印紙に係る増減等の状況を正確に把握するように努めてまいります。
	収入証紙について、受払簿による管理が適正でなかった。	「弘前市会計規則第98条」の規定に基づき、収入証紙の受払簿を適正に作成し、収入証紙に係る増減等の状況を正確に把握するように努めてまいります。
資産税課	固定資産税及び都市計画税の減免対象者に対しての減免申請書の提出を依頼する文書について、弘前市文書等管理規程第20条第1項及び第2項で定める発信者名を記載していなかった。	文書等管理規程第20条第1項及び第2項の規定を課内に周知し、令和5年度以降の当該文書については課長の職名を記載することといたしました。